

○北山村ひとり親家庭医療費の支給に関する条例

平成26年12月17日
条例第15号

北山村ひとり親家庭医療費の支給に関する条例(昭和54年条例第1号)の全部を次のとおり改正する。

(目的)

第1条 この条例は、ひとり親家庭の父又は母及び児童に対し医療費の一部を支給することにより、その健康の保持及び増進を図り、もってひとり親家庭の福祉の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、「児童」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

2 この条例において「ひとり親家庭」とは、配偶者のない男子又は女子が児童を扶養する家庭をいう。

3 この条例において「配偶者のない男子又は女子」とは、配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)と死別した男子又は女子であって、現に婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。)をしていないもの及びこれに準ずる次の各号のいずれかに該当する男子又は女子をいう。ただし、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第1項に規定する里親は除くものとする。

(1) 離婚した男子又は女子であって現に婚姻をしていないもの

(2) 配偶者の生死が明らかでない男子又は女子

(3) 配偶者が精神又は身体障害により長期にわたって労働能力を失っている男子又は女子

(4) 配偶者から遺棄されている男子又は女子

(5) 配偶者が法令により引き続き1年以上拘禁されているため、その扶養を受けることができない男子又は女子

(6) 婚姻によらないで父又は母となった男子又は女子であって、現に婚姻をしていないもの

(7) 配偶者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第10条第1項の規定による保護命令を受けている男子又は女子であって、当該命令の申立てを行ったものの

4 この条例において「養育者」とは、配偶者のない男子又は女子以外の者で、次の各号に掲げる児童を扶養するものをいう。

(1) 父母が死亡した児童

(2) 配偶者のいない男子又は女子に該当する父又は母が監護しない児童

5 この条例において「医療保険各法」とは、次の各号に掲げる法律をいう。

(1) 健康保険法(大正11年法律第70号)

(2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)

(3) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)

(4) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)

(5) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)

(6) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)

(7) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)

6 この条例において「保険給付」とは、医療保険各法に規定する療養の給付、療養費、家族療養費、訪問看護療養費、家族訪問看護療養費、特別療養費及び保険外併用療養費をいう。

7 この条例において「一部負担金」とは、医療保険各法により保険給付を受ける者が負担すべき額をいう。

8 この条例において「医療機関等」とは、医療保険各法の規定により、医療に関する給付を取り扱う病院、診療所若しくは薬局又はその他のものをいう。

9 「前年の所得」とは、児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号。以下「施行令」という。)第3条及び第4条により算出される額をいう。

(支給対象者)

第3条 この条例によるひとり親家庭医療費の支給対象となる者(以下「支給対象者」という。)は、医療保険各法の規定による被保険者又は組合員及びその被扶養者であり、かつ、北山村の区域内に住する配偶者のない男子又は女子及び児童、又は養育者が扶養する前条第4項各号に掲げる児童とする。ただし、就学や配偶者からの暴力等により、現実の住所地での住民登録が困難である者についてはこの限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、支給対象者としな

- (1) 配偶者のない男子又は女子又は養育者(孤児等の養育者を除く。)の前年の所得(1月1日から7月31日までの間にひとり親家庭医療費の支給対象となる者については、当該医療費の申請が行われた前々年の所得とする。以下同じ。)が施行令第2条の4第2項に規定する額以上のとき。
- (2) 同居している配偶者又は配偶者のない男子又は女子の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者で、その配偶者のない男子又は女子と生計を同じくする者の前年の所得が、施行令第2条の4第5項に規定する額以上のとき。
- (3) 養育者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で、その養育者の生計を維持する者の前年の所得が施行令第2条の4第5項に規定する額以上のとき。
- (4) 孤児等の養育者の前年の所得が、施行令第2条の4第4項に規定する額以上のとき。
- (5) 生活保護法(昭和25年法律第144号)その他法令等(乳幼児医療等を除く。)により国又は地方公共団体の負担において医療費の全額を負担されている者

(受給資格の認定)

第4条 支給対象者は、ひとり親家庭医療費の支給を受けようとするときは、村長に対し規則に定めるところにより申請し、受給資格の認定を受けなければならない。

(受給資格者証)

第5条 村長は、前条の認定を受けた者(以下「受給資格者」という。)に対し受給資格者証を交付する。

- 2 受給資格者は、医療機関等において保険給付を受けるときは、規則で定める場合を除き、当該医療機関等に受給資格者証を提示しなければならない。
- 3 受給資格者は、その資格を喪失したときは、速やかに受給資格者証を村長に返還しなければならない。

(支給)

第6条 村長は、受給資格者が保険給付につき一部負担金を医療機関等に支払った場合に当該支払額に相当する額のひとり親家庭医療費を支給するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、医療保険法各法に基づく保険者の規約若しくは定款等により付加給付を受ける定めがある場合又は他の法令等により医療費の給付を受けた場合は、その者に支給すべきひとり親家庭医療費は、一部負担金の額から当該給付額を控除した額とする。

(支給の方法)

第7条 前条第1項の規定によるひとり親家庭等医療費の支給は、受給資格者の申請に基づき行うものとする。

- 2 村長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、ひとり親家庭等医療費の支給を決定するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、村長は、保険給付につき受給資格者が医療機関等に支払うべき一部負担金をその者に代わり、当該医療機関等に支払うことができる。
- 4 前項の規定による支払があったときは、当該受給資格者に対し、ひとり親家庭等医療費の支給があったものとみなす。

(届出の義務)

第8条 受給資格者は、住所、氏名、加入保険その他受給資格等に変更が生じた場合は、速やかに村長に届け出なければならない。

- 2 受給資格者は、その受給事由が第三者行為によって生じたものであるときは、速やかに村長に届け出なければならない。

(支給金の返還)

第9条 村長は、偽りその他不正な行為によりひとり親家庭医療費の支給を受けた者があるときは、その者から既に支給した金額の全部又は一部を返還させることができる。

- 2 村長は、支給事由が第三者の行為によって生じ、かつ、この条例による医療費を支給した場合において支給を受けた者が第三者より損害賠償の支払を受けたときは、既に支給した金額の全部又は一部を返還させることができる。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第10条 ひとり親家庭医療費の支給を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成27年1月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までになされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成27年条例第19号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条第6項に規定する訪問看護療養費については、平成27年8月1日診療分から適用し、同日前に受ける医療に係る保険給付については、なお従前の例による。

附 則(平成28年条例第10号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年8月1日から施行する。ただし、第2条第6項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の北山村ひとり親家庭医療費の支給に関する条例第7条の規定は、この条例の施行の日以後に受ける保険給付又は医療に関する給付に係る医療費の支給について適用し、同日前に受けた保険給付又は医療に関する給付に係る医療費の支給については、なお従前の例による。